令和７年度 家庭ごみ収集日程表

毎日の暮らしを見直して、
ごみの減量に努めましょう

町内名 北支町・新町・舘町・旭町・椛名木・塚名平

- 燃やせるごみの日
- ペットボトルの日
- プラスチックの日
- 空きびんの日
- 粗大ごみの日
- 紙類の日
- 空き缶の日
- 燃えないごみの日

お願い

◎ごみを出すときは、カレンダーで出すごみの種類、曜日等を確認して、**当日の朝８時まで**に出して下さい。

◎可燃ごみは、できるだけ**水分を切って**出してください。水分が多いと燃やすための燃料経費が増え、町負担経費も増えます。

◎家屋（小屋）などを所有者自身が解体し搬入する際は、解体前に**横浜町役場町民課**へ申請が必要となります。

◎可燃ごみ、ペットボトル、プラスチックごみは**町指定ごみ袋**、空き缶、空きびん、不燃ごみは**町指定コンテナ**に必ず入れて出して下さい。

◎商店、飲食店、事業所等の営業活動に伴うごみは、一般家庭ごみではないので「クリーン・ペア・はまなす」に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託して処分して下さい。

◎町指定袋は、横浜町町内のお店でご購入下さい。
各市町村でごみ袋は異なりますので、ご注意下さい。

廃棄物処理法における罰則等
□廃棄物を「野焼き」した場合（野焼きとは、ドラム缶での焼却や家、畑の空き地などでの焼却設備を使わない廃棄物の焼却のこと）
５年以下の懲役又は1,000万円（法人は３億円）以下の罰金に処せられます。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和８年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

家庭ごみの分け方・出し方（収集日の当日朝８時までに出して下さい。）

燃やせるごみ 可燃ごみ（全てごみ袋へ）

町指定袋
生ごみ類、紙くず類、剪定枝、布くず類、皮革類、ゴム製品、貝類

- すべて町指定のごみ袋に入れて出して下さい。
- 生ごみは水をよく切ってから、紙おむつは汚物を取り除いてから、天ぷら油は紙などにしみこませるか、凝固剤で固めてから出して下さい。
- 剪定枝は太さ７㎝×長さ50㎝以内にしてから出して下さい。
- ロープは30㎝以下に切ってから出して下さい。
- ダンボールは入れないこと（紙類へ出す）

資源ごみ

空き缶
町指定コンテナ
ビール缶、ジュース缶、缶詰、カセットボンベ、スプレー缶、缶（円柱形）

- 町指定のコンテナに入れて出して下さい。
- カセットボンベやスプレー缶は、中身を使い切り、**穴をあけて**から出して下さい。
- 缶の中に異物を入れないで下さい。水ですすいでから出して下さい。
- 缶は、**ビニール袋から出して**コンテナに入れて出して下さい。
- **缶は円柱形**で、直径10㎝、長さ20.5㎝程度のものに限る。

空きびん
町指定コンテナ
ジュースびん、日本酒びん、洋酒びん、ドリンクびん、調味料等のびん、ワインびん
※油びん、割れたびん、薬品関係及び耐熱ガラスびんは、不燃ごみに。

- 町指定のコンテナに入れて出して下さい。
- びんはふたを取り除き、水洗いしてから出して下さい。
- びんは、割らないで出して下さい。
- 直径３㎝～12㎝以内、長さ３㎝～40㎝以内（これ以外は不燃ごみに）
  繰り返し使用できるビール瓶、酒一升瓶は集団回収などに出してリサイクルに。

ペットボトル
町指定袋
飲料類（炭酸、果汁、お茶、水等）
酒　類（日本酒、焼酎、本みりん等）

このマークに注意! PET

- 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。
- ペットボトルはキャップをはずして、水ですすいで水切りをして出して下さい。
  キャップはプラスチックに分別してください。
- ペットボトルは潰さないで下さい。
- ラベルに🔥があるものはプラスチックに分別して下さい。

プラスチック
町指定袋
袋類（菓子袋、レジ袋等）、カップ類（弁当や食品の容器等）等のプラスチック使用製品

このマークに注意! プラ

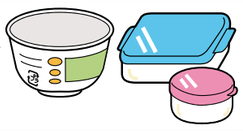

- 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。
- 材料がプラスチックでできているもの。
- 汚れの無いよう洗って下さい。
- 一片の長さが30㎝より短くして下さい。
- 使用済み小型家電は含めないで下さい。

紙類（紙ひもで結ぶ）
新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、紙製の箱類、菓子箱
※紙袋に入れないで下さい。

- 新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パックは別々に紙ひもで束ねて出して下さい。新聞は紙袋に入れないで出して下さい。（リサイクルの際に新聞は新聞だけの処理工程にいき、紙袋は雑紙となりますので使用しないで下さい。）
  紙コップ、紙皿、写真、感熱紙等は可燃ごみに

粗大系ごみ

木製家具、畳、ふとん、マットレス、ふすま、ジュータン、木くず、ポリバケツ
※ガラス・鏡は外して不燃ごみへ。

- 石油ストーブ、一斗缶等は内容物（中身）を完全に抜き取ってから出して下さい。
- 収集車に積みやすいようにご協力下さい。
- 木くず（角材一辺15㎝以下×長さ1.5m以下、丸太直径15㎝以下×長さ1.5m以下）

※注　家電６品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）については、収集しませんので、出さないでください。（家電リサイクル料金を支払い小売業者等へお持ち下さい）
※注　パソコンはメーカーへお持ち下さい。

自転車、机、イス、テーブル、カーペット、スキー板、ストック、ギター、一斗缶、やかん、菓子缶、金属のふた、かさ、置（掛）時計、家電６品目以外の小型家電　※ガラス板は不燃。

- 畳をごみステーションへ出す際は６枚までとし、７枚以上は直接クリーン・ペア・はまなすへ搬入して下さい。

燃えないごみ 不燃ごみ

町指定コンテナ
陶磁器類（茶わん、皿、土鍋、花びん、七輪）
ガラス類（鏡、ガラスの破片、化粧品のびん）
ペットの砂、殺虫剤のビン、金属製の小物、蛍光管、クギ、乾電池（単１～５に限る）

- 町指定のコンテナに入れて出して下さい。
- ガラスの破片は紙等に包んで出して下さい。

町で収集しないごみ

事業系のごみ	**商店、飲食店、会社、事業所などの事業系ごみは、すべて自己搬入か許可業者への委託により廃棄して下さい。**	**分別してクリーン・ペア・はまなすへ直接搬入　有料（30円/10kg）**
一時的に多量に出るごみ	家庭で引越しなどによって一度に多量に出るごみ	
建築廃材	家屋の解体で生じる、トタン、アルミ建具、流し台、木くず（角材一辺15㎝以下×1.5m以下、丸太直径15㎝以下×長さ1.5m以下）（個人搬入に限る）	受入可能な大きさは幅80㎝×長さ200㎝×高さ120㎝以下に限ります。アルミ建具のガラスは外して下さい。
家庭で死んだペット（犬猫等）の屍体処理	屍体を布に包むかビニール袋に入れてから45㎝×45㎝×45㎝の箱に入れて飼い主が直接搬入	処理料は1,000円／１匹
適正処理困難物 危険物	農機具、バイク、農業用ビニール、塗料缶（中身あり）、シンナー缶、廃タイヤ、ガスボンベ、火薬類、消火器、ニカド電池、ボタン電池、バッテリー、コンクリート及びアスファルト廃材、感染性廃棄物	
特定家庭用機器	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	家電リサイクル法により、リサイクル料金、運搬処分手数料が必要

町収集（無料）・**自己搬入**（有料10kg30円）

クリーン・ペア・はまなす
北部上北広域事務組合
月曜日～金曜日　８：30～16：30
土曜日は８：30～12：00及び13：00～16：30
日曜日は休みになります。
☎0175-68-2508

町収集（無料）
又は自己搬入（10kg30円）
横浜町一般廃棄物最終処分場
☎78－2721
水曜日～土曜日
8:30～16:30
（毎週日～火曜日は休み）
※12月29日～１月３日は休み
役場閉庁期間に合わせて変動する場合あり

自己搬入（有料）

ごみの不法投棄はやめましょう。
不法投棄は、５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に

販売店、廃棄物処理業者等に依頼して処分して下さい。

問い合せ先
横浜町役場
町民課
☎78－2111